



長野県報

11月13日(木)
平成26年
(2014年)
第2624号

目次

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課） 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課） 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課） 2

保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課） 2

公告

一般競争入札（情報政策課） 3

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課） 3

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課サービス産業振興室） 3

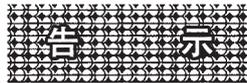
土地改良事業計画の変更の認可（農地整備課） 5

開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課） 5

一般競争入札（2件）（道路管理課） 5

一般競争入札（河川課） 7

土地収用法に基づく収用及び使用の裁決手続の開始（地域振興課） 8



長野県告示第630号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年11月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
川边上原薬局	上田市上田原157-1	平成26年11月1日
はるも薬局	諏訪郡富士見町落合10399-86	平成26年11月1日
コスモファーマ岡谷薬局	岡谷市銀座1丁目3番14号	平成26年11月1日
ほたる薬局春日街道	上伊那郡南箕輪村5587-5	平成26年11月1日
エイコー堂原田薬局	諏訪市小和田南15-22	平成26年11月1日
クスリのアオキ常田薬局	上田市常田二丁目10番6号	平成26年11月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第631号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成26年11月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の
名称及び所在地

変更後の医療機関の
名称及び所在地

変更した年月日

湖南関医院
諏訪市湖南6006-1

湖南関医院
諏訪市湖南5928

平成26年10月2日

保健・疾病対策課

長野県告示第632号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年11月13日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称

所在地

辞退予告期間終了年月日

エイコー堂原田薬局

諏訪市小和田南15-22

平成26年10月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第633号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年11月13日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市湊字高尾5152、5163、5164、5175、5176、5392から5399まで、5401、5402のイ、5402のロ、5403から5405まで、5407、字盗人平5178の1、5178の2、5179、字京塚原5274から5277まで、5281の1、5285、5286の1、5286の2、5287から5289まで、5291、5292、字木落5264の1、5264の2、5268から5271まで、5272の1、5273の1、5273の2、5293、5296の1、5296の2、5297の1、5297の2、5298、5299のイの1、5299のイの2、5299のイの3、5299のロの1、5299のロの2、5299のロの3、5300、5301、5302の1、5302の2、5303、5304、5305の1から5305の3まで、5306から5315まで、5316の1、5316の2、5317から5321まで、5323、5324、5325の1、5325の2、5331の1、5331の2、5332、5333の1、5334のイの1、5334のイの2、5334のロ、5335から5344まで、5345の1、5345の2、5346、5347の1、5347の2、5348、5349の1、5349の2、5350から5358まで、5359の1、5359の2、5360、5363の1、5363の2、5364から5372まで、5372の2、5373から5380まで、5381の1、5381の2、5382から5385まで、5386の1、5386の2、5387、5388の1、5388の2、5400、字尾無シ5389から5391まで、字一ツ塚久保5408から5410まで、5420から5422まで、

5423の1、5423の2、5424の1、5424の2、5426、5427

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第634号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年11月13日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市富県279の1、280の1、280の2、281から286まで、290のイの1、290のイの2、290のイの3、290のイの4、290のロ、296、297、405

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

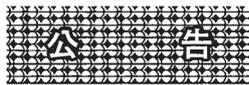
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月13日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用ページプリンタ100台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年2月1日から平成32年1月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県情報政策課のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>）に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。

入札説明書等は次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部情報政策課

電話 026(235)7071

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年11月21日（金）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開

札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

情報政策課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年11月13日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年11月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふるさと

3 代表者の氏名

黒岩 伸雄

4 主たる事務所の所在地

長野市信州新町新町31番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化し、核家族化した地域に住む人達を対象に冠婚葬祭、地域おこしなどのイベントを企画実行し、お年寄りの生活を支援することによって、失われつつある地域の連帯感、伝統を継承して活力ある地域を生み、地域内商工業者の活性化、人が育つ土壌・社会形成実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年11月13日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

井上・コングロエムビル

松本市深志2-3-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社井上

松本市深志2-3-1

富岡開発株式会社

松本市島内3443-13

3 変更する事項

(1) 店舗面積の合計

（変更前） 9,316平方メートル

（変更後） 17,685平方メートル